

## 第5節 新たな環境問題等への対応

### 1 ダイオキシン類対策の推進

#### (1) 環境中におけるダイオキシン類濃度の常時監視について

##### 現況

ダイオキシン類対策特別措置法（以下「法」という。）に基づき、大気、水質（水底の底質を含む。）及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況の常時監視を行っています。

##### 課題

平成22年のダイオキシン類の推計排出量（158～160g-TEQ/年）は、平成15年比で約15%、約59%、平成9年比で約98%削減されております。また、全国の環境汚染状況についても、大気環境基準の達成率が5年連続で100%となるなど、大きく改善してきています。現況の環境を保全していくため、今後も削減努力を継続していく必要があります。

##### 取組

平成17年度から4か年計画を策定し、調査を行っています。平成23年度は、八代、芦北、人吉地域において調査を実施し、熊本市でも毎年調査を実施しています。

平成23年度の調査結果では、公共用水域の水質・底質、地下水及び土壌については、全て環境基準を達成しました。

表4-5-1 平成23年度のダイオキシン類環境調査概要

調査名		調査地点数	環境基準超過
大気調査		13 (9)	0
公共用水域	水質調査	16 (9)	0
	底質調査	15 (9)	0
地下水調査		9 (5)	0
土壌調査		15 (6)	0

\* ( ) 内は熊本市実施（内数）

#### (2) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設設置者に対する規制の概要

##### 現況

法第28条の規定では、特定施設の設置者は排出される排ガス、排水（廃棄物焼却炉にあつては、ばいじん、燃え殻を含む）のダイオキシン類の測定（以下「法定自己検査」という。）を毎年1回以上行い、その結果を知事へ報告し、知事はその結果を公表することとされています。平成23年度末の県内の法定自己検査対象施設の158事業所・施設（うち大気基準適用施設が156施設、水質基準適用施設が2事業所）で、128事業所・施設から報告がありました。その結果、2施設を除いて全ての施設で排ガスにかかる排出基準を満足していました。

なお、排ガスにかかる排出基準を超過した場合は、改善指導を行い、施設の改善が終了した後、排出基準値を遵守していることを確認しています。

未報告の30施設のうち、18施設は休止中、10施設は廃止しています。残り2施設は、施設設置者に対して自己検査を実施するように指導しております。

##### 課題

年度によって、排出基準を超過する施設が見受けられるため、指導の徹底を図る必要があります。

## 取組

排出基準を超過した施設が発覚した場合、施設の使用を停止するとともに、改善対策を行うよう指導を行い、改善対策完了後の設置者による再測定の結果が基準を下回っていることを確認するようにしています。廃棄物焼却炉については、ばいじん、燃え殻についても、基準等に基づき適切に処理するよう指導を行っています。

なお、未報告施設に対しては、法定自己検査の実施と県への報告を強く指導していくこととしています。

## 2 化学物質の排出量・移動量の把握の推進

### (1) PRTRデータの概要～化学物質の排出量・移動量の集計結果～

#### 現況

PRTR法（正式名：特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）では、事業者自らが化学物質の取扱い量の把握と自主的な削減を目的としており、人の健康や動植物に有害性のある462種類の化学物質を「第一種指定化学物質」として定め、一定の要件を満たす事業者（以下、「事業者」という。）は、それらの物質に関する環境への排出量や移動量などを毎年度、都道府県知事経由で国（事業所管大臣）に届け出る必要があります。

また、国はそれらのデータを集計して公表します。

#### 課題

対象事業場を確実に把握し、届出の徹底及び化学物質の適性管理など、事業者に対して適正な指導と監督を実施するとともに、県民に対しても積極的に情報を提供し、また住民と事業者とのリスクコミュニケーションを積極的に推進し、市民、事業者、行政が協力して化学物質対策を進めていくことが必要です。

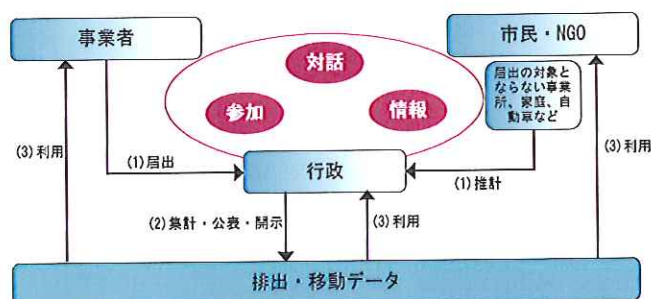
平成20年度にPRTR法施行令が改正され、対象業種及び対象化学物質の見直しが行われました。これにより、平成22年度分の把握分から対象業種として医療業が追加され、また対象化学物質数が増加したため、変更内容について、事業者への周知を徹底する必要があります。

#### 取組

平成13年4月から事業者による対象化学物質の環境への排出量等の把握が開始され、平成14年4月から対象事業者による届出が始まりました。平成21年度実績における対象化学物質の排出量等の熊本県分集計結果の概要は次のとおりでした。

平成23年度における届出事業所数は579件、届出物質数118、排出・移動量の合計は5,773トン（全国の1.5%）であり、排出・移動量の合計は平成13年度以降横ばい、また若干の減

図4-5-1 PRTRの基本的構造





少状態でありましたが、平成 23 年度分（平成 22 年度把握分）からは対象業種、対象化学物質が増加したことから、排出・移動量が増加しています。

取り扱いの過程で大気、水及び土壌などに出ていく排出量(届出排出量)は、2,234 トンで全国の 1.2%を占めています。なお、化学物質としては、ガソリンや塗料などに含まれるトルエンやキシレンの排出量が多くなっています。

なお、国の公表の詳細については、インターネットで見ることができます。

(<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>)

## (2) 有害大気汚染物質対策

### 現 況

平成9年4月に大気汚染防止法が改正・施行され、低濃度であっても、長期的に暴露されると発がん性等の健康影響の可能性があるとされる「有害大気汚染物質」の規定が追加されました。平成22年には、対象化学物質の見直しが行われ248物質が指定されています。中央環境審議会はヒトへの健康リスクが高く、優先的に取り組むべき物質として、ベンゼン、トリクロロエチレン等23物質を優先取組物質として設定しました。

その中で、ヒトの健康被害を防止するため排出または飛散を早急に抑制しなければならない物質として、ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレンが指定され、また平成13年4月にはジクロロメタンが追加され、現在はこれら4物質に環境基準、水銀等7物質に指針が設定されています。

### 課 題

有害大気汚染物質の環境濃度については、現在、問題ありませんが、今後、大陸からの移流等による影響について、継続的に調査する必要があります。また、発生源対策として、工場、事業場等からの排出抑制指導を実施する必要があります。

### 取 組

本県では、大気環境中の現況濃度を把握するため、平成23年度は、優先取組物質 23 物質のなかで測定方法が確立している21物質について、一般環境熊本市（1）、玉名市（1）の2地点、道路沿道熊本市（2）、八代市（1）3地点及び発生源周辺水俣市1地点において、年12回の調査を実施しました。優先取組物質のうち大気汚染防止法に基づき環境基準が設定されているベンゼン等4物質については、全て環境基準を達成しています。また、九州地方各県では、平成20年度から調査結果の解析を含めて、連携を図っています。